

## 特集《弁理士会の新しい取組み》

# 既登録弁理士の継続研修 <倫理集合研修：クラス1>を受講して

会員 大滝 均\*



## 1. 受講準備

私の登録番号は、9004である。登録からおよそ四半世紀、幸か不幸か登録番号に基づく割り振りの結果、継続研修はAグループということで、平成21年3月末を区切りとして14単位を取得しなければならないということである。そして、その修得科目（14単位）の中には、e-ラーニング（5単位）と座学の集合研修（5単位）からなる必須習得の「倫理研修」科目が含まれ、この必須科目の修得は、平成20年度中に受講しなければならないが、我々のAグループが、最初に先鞭を付けることから始まることとなるようである。

問題は、集合研修（5単位）の受講に先立って、先のe-ラーニング（5単位）を受講しておかなければ、その後の討論を中心とする集合研修を受講することができないということで、まずは、自分のパソコンをe-ラーニングに対応できるようにしておかなければならない。パソコンをe-ラーニングに対応させるためには、自分のIDとパスワードが接続の都度必要で、私は、事務所のパソコンに対応させると共に、自宅のパソコンも対応させ、五月の連休の暇を見つけ、ごろ寝をしながら（講師の方、済みません）、受講して、集合研修に備えた。面倒だったのは、ごろ寝のまま、漫然と聞くわけには行かなかった。途中で、また、最終に、受講成果を確認するために、適宜テストが行われるので、油断はできない。中には、「このテーマ（事項）は、この講義の中で触れられたか、どうか？」などという、本来の学ぶべき知識とは関係のないことまで出題されるものもあるので、法律や規則等に長けていたとしても、実際に聴講していなければ答えられないものもある。また、多くは二者択一・三者択一方式のテストであり、最終的には確率的に答えられる問題でもあるのであるが、慣れるまでは大変、結構時間をとられることを覚悟されたい。

## 2. 集合研修（概略）

受講日：平成20年6月25日

時間：13：00～18：30

場 所：日本弁理士会研修所

講 師：中村修身先生

（注意事項：15分以上の遅刻、中座・早退は単位が認められない。）

早昼飯を済ませた受講者は、総勢24名、三々五々集まり、午後1時開始、A～E班まで五つの班に予め分けられ、席が指定されていた。我々の班は4名構成（筆者の外、高橋健太氏、佐々木通孝氏、福島宏氏）であった。暫時、「今日はよろしく」等の挨拶、他の班には、同期の仲間が「ようー、久しぶり」などの声も…

## 3. 研修内容

研修は、当初、講師の中村先生から、弁理士会倫理規定等についての講義の後、倫理研修事例と称される問題事例毎に各班で討論し、討論の中での意見を集約して、各班から発表という形式のものであった。各班で、各事例毎に討論を司会進行するグループ長を決定、グループ長が、各事例について、各班の集約された意見を発表ということであった。

当日の事例は、準備された事例のうち、以下の5事例ほどのプリントが順次配られた。いずれも弁理士会に持ち込まれた苦情（クレーム）等を例題に取捨選択されたものようであった。

- ①倫理研修事例1は、インターネットホームページ広告に関するもので、同ホームページを見て、商標登録出願の相談・依頼の後、拒絶理由に対するクレームの事例。
- ②倫理研修事例3は、所内の事務連絡不足に端を発する代理人辞任、そしてそれに対する電子データ返却及び返却拒否等の感情的なゴタゴタ事例。
- ③倫理研修事例4は、特許出願の補正案に対する依頼者との食い違い事例。
- ④倫理研修事例6は、新技術売り込みに対する社内応答の後の特許取得およびそれに対する無効審判請求

\* 日本大学生産工学部総合科学研究所教授

依頼等の事例。

⑤倫理研修事例7は、商標登録譲渡交渉とその後の不使用取消審判請求に関する双方代理の事例。

各事例は、特許事務所であれば、よく起こりそうなケースで、これを一つ一つ倫理規定等に当てはめて検討をして、倫理違反になるかどうかを検討するということの趣旨のようであった。

しかしながら、この集合研修を通じて、弁理士にとって「倫理違反」とはなんぞや、という大きな命題が必ずしも十分に検討された結果、十分な討議を行うというものではなかったような気がする。これは、上記事例から、「弁理士会には、各依頼者からこんなクレームがあがって来ているから、みなさん、業務を行うにあたってはご注意ください」というような問題提起の結果のものに思えた。

#### 4. 例えば、事例6をもう少し詳しく述べると、次のようなものであった。

A社の社内弁理士であったYが、在職中X社の新技術の売り込みに応対し、特許化を奨め、その結果、その技術は特許になった。その後A社を退社したYが、A社の代理人として当該特許の無効審判請求を受任した場合に、①Yの行為の問題点、②その問題点は、弁理士法、弁理士会会則、倫理規定等のどの規定に違反するか、③特許後にその技術の効果が疑問を抱き詐欺であることが影響するか、④YはA社に対し、どのようにすべきか等が具体的検討事項として求められているものであった。

この種の事例に対し、A～D班は、「やはり、Yの行為は問題があり、即刻代理人を辞任すべし」等の意見が大半を占めたが、我々のE班は、「Yの行為は至極当たり前、辞任することもなく、淡々と手続を進めれば良い」と結論が違った。

他の事例1、事例3、事例4等でも、当班の結論は他の各班の結論と悉く違った。最初のうちは、「E班は、少し変わった人種がいるな」という程度の反応が起きていたが、そのうちに悉く異なる結論に参加者は、「そうか、そういう見方があるのか…」等、ある種評価の姿勢に変化してきたようにも思えた。

これは、我々の班の構成は、高橋氏は某製薬会社の兼任法務部長であったし、佐々木氏は、当時知財研の主任研究員、福島氏は勤務弁理士、当方はロースクールでも教鞭をとるというように、倫理という問題であるとして、「倫理違反」というのは、どこにその根拠

があるのか、法的な根拠に即した討議の結果ではないかと思われた。

すなわち、ある種のクレームが依頼者との間で勃発する場合、クレームが起きないように、と細心の注意を払って、委任される手続を行うことは重要であるが、それと倫理違反とを混同してはならない。

5. 「倫理」とは、広辞苑（第5版）によれば、「人倫のみち。実際道德の規範となる原理。道德。」をいう。したがって、「倫理違反」とは、「人倫のみちに違反すること。実際道德の規範となる原理に違反すること。道德に反すること。」となるのであろう。しかしながら、「倫理」を拡張解釈するとすれば、特許等の手続代理において誠心誠意のサービスを求められているのであるから、誠心誠意がなければ、すなわち、少なくとも依頼者が、その誠意を見いだすことができなければ、ある種依頼者の意に反するものとなり、「倫理違反」ともなりうる。

しかしながら、弁理士法や弁理士会規定が予定する弁理士倫理は、「我々に聖人君子たれ」という前提で組み立てられているのであろうか。聖人君子たることは常にあるべき姿、人のみち、として求められているものではあろうが、聖人君子の立場に立って、それに反することは、すべて「倫理違反」とするには無理があろう。やはり、通常人の常識に照らして、社会通念に反する振る舞いをする事、それが「倫理違反」と捉えられるべきではなからうか。したがって、「倫理違反」かどうかの基準は、弁理士法・弁理士会倫理規定と、それが社会通念に反するかどうかによるべきであって、いやしくも「クレーム（苦情）が生じないように」というような基準で判断されるべきではないのではなからうか。

確かに、これまでのクレーム（苦情）は、倫理違反を含んでいるものがあるのかもしれない。そして、それらのクレーム処理を学ぶことによって、倫理違反は避けることができるができるのかもしれない。しかし、あまりにそれを過大視すると、それは、倫理違反でも何でもないものに対してまで自制が働いて、結局は、弁理士は法律のことが全く分かっていないとの評価を招来する結果となってしまうのではないかということに危惧する。「倫理違反」に対する態度一つで弁理士の評価まで規定されてしまう。我々は十分に注意を払うべきなのであろう。

(原稿受領 2009. 4. 7)